

日本公認会計士協会会則(抄)

(最終変更 平成 27 年 7 月 21 日)

第 6 章 品質管理レビュー及び上場会社監査事務所の登録

第 1 節 品質管理レビュー

(品質管理レビュー)

第122条 本会は、法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人（以下この章において「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理状況について品質管理レビューを行う。

2 前項の品質管理レビューとは、次に掲げる行為の総称をいう。

一 監査事務所の行う品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ、改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受け、その改善が図られない場合は、追加的な措置を決定する行為（以下措置及び追加的な措置の決定行為を除いて「通常レビュー」という。）。

二 監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に係る監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受け、その改善が図られない場合に適切な措置を決定する行為（以下措置の決定行為を除いて「特別レビュー」という。）。

3 品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、これを摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならない。

4 監査業務に係る契約（以下この章において「監査契約」という。）を締結している監査事務所は、規則で定めるところにより、通常レビュー及び特別レビュー（以下「品質管理の状況のレビュー」という。）を受けなければならない。

5 品質管理の状況のレビューを受ける監査事務所は、品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理の状況のレビューを実施できるように全面的に協力しなければならないものとし、品質管理委員会が必要と判断した全ての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

6 品質管理の状況のレビューを受けた監査事務所は、第2項各号の勧告を受けたときは、速やかに当該勧告に応じた改善措置を講じなければならない。

7 通常レビュー及び特別レビューの内容、対象その他必要な事項は、規則で定める。

(品質管理委員会の設置、職務及び権限)

第123条 本会に、前条第1項の目的を達成するとともに、次節に規定する上場会社監査事務所の登録に関する事項を所掌するため、品質管理委員会を置く。

- 2 品質管理委員会の職務は、次の事項とする。
 - 一 品質管理の状況のレビューを実施すること。
 - 二 品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、前条第2項各号の措置を決定すること。
 - 三 上場会社監査事務所及び準登録事務所の登録に関する事項についての審査及び決定並びに第131条第1項の措置を決定すること。
 - 四 第132条の2第1項の規定による指定、同条第5項の指定解除及び同条第6項の規定による指定解除の取消しを決定すること。
 - 五 品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申すること。
- 3 品質管理委員会は、その職務を遂行するため、品質管理レビューの対象となる監査事務所から報告を徴し、又は当該監査事務所に質問をし、かつ資料の提示若しくは提出を求めることができる。
- 4 品質管理委員会は、品質管理の状況のレビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を会長に報告する。当該報告を受けた会長は第70条に基づく勧告又は指示のほか適切な措置を講ずるものとする。
- 5 品質管理委員会は、品質管理審議会にその活動状況を定期的に報告する。
- 6 品質管理委員会は、第137条の2第3項第一号の規定による品質管理審議会からの勧告を付してその活動状況を会長に報告する。
- 7 会長は、前項の規定による報告を常務理事会の議を経て公表する。

(会長による通知及び効力の発生時期)

第123条の2 品質管理委員会は、前条第2項第二号の措置を決定したときは、その旨を会長に報告する。

- 2 会長は、前項の報告を受けたときは、品質管理委員会から当該措置の決定を受けた監査事務所に対しその旨を通知し、当該通知をした旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- 3 品質管理委員会が決定した前条第2項第二号の措置は、会長が当該監査事務所に通知した時からその効力を生ずる。
- 4 前項の規定にかかわらず、監査事務所が第130条の登録事務所である場合において、当該監査事務所に対する措置が通常レビュー又は特別レビューによる措置であって規則で定めるものであることにより第131条第2項の登録に関する措置の決定を受けた場合において、当該監査事務所から第135条の不服申立があったときは規則で定める時から、同条の不服申立てがないときは同条第2項に規定する期間が経過した時からその効力を生ずる。

(品質管理委員会の組織)

第124条 品質管理委員会は、委員11人以内をもって組織する。

- 2 品質管理委員会の委員長は、会長が指名する副会長をもってこれに充てる。
- 3 品質管理委員会の委員（委員長を除く。）は、会長が常務理事会の議を経て、会員（監査法人を除く。）のうちから委嘱する。
- 4 前項の規定にかかわらず、品質管理委員会の委員のうち3人は、会長が理事会の議を経て、会員外の学識経験を有する者のうちから委嘱する。
- 5 品質管理委員会の委員の過半数は、役員（監事を除く。）でなければならない。

(会則の準用)

第125条 第22条第3項（議事の非公開）、第23条（秘密を守る義務）、第80条（利害関係者の排除）並びに第139条第11項及び第13項（任期）の規定は、品質管理委員会について準用する。

(規則への委任)

第126条 この節に定めるもののほか、品質管理の状況のレビューの実施及び第123条第2項第二号の措置並びに品質管理委員会の職務及び組織に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 上場会社監査事務所の登録

(上場会社監査事務所部会の設置)

第127条 本会は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者（公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第9条各号のいずれかに該当する者及び金融商品取引所に上場していない者を除く。以下この節において「上場会社」という。）と監査契約を締結している監査事務所（以下「上場会社監査事務所」という。）の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、品質管理委員会に上場会社監査事務所部会を置く。

- 2 前項の上場会社監査事務所部会に、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リスト（以下「抹消リスト」という。）を備え、これらを開示する。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の上場会社監査事務所部会に上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への再登録制限者管理簿（以下「名簿再登録制限者管理簿」という。）を備える。

(上場会社監査事務所名簿への登録)

第128条 準登録事務所名簿に登録された監査事務所（以下「準登録事務所」という。）が新たに上場会社監査事務所となったときは、規則で定めるところにより、上場会社監査事務所名簿への登録を品質管理委員会に申請しなければならない。

- 2 品質管理委員会は、前項の登録の申請があったときは、審査の上登録の可否を決定す

る。

- 3 品質管理委員会の委員長は、第1項に規定する登録の申請をした上場会社監査事務所を次項の規定により上場会社監査事務所名簿に登録するまで（登録を認めない場合にあつては、第5項の規定により抹消リストに記載するまで）の間、上場会社監査事務所名簿への登録審査中である旨を準登録事務所名簿に開示するものとする。
- 4 品質管理委員会の委員長は、第2項の規定により登録を認める決定をした場合において、当該決定に関し第134条第2項の規定による報告を受けたときは、当該上場会社監査事務所を遅滞なく上場会社監査事務所名簿に登録するものとする。
- 5 品質管理委員会の委員長は、第2項の規定により登録を認めない決定をした場合において、当該決定に関し第134条第2項の規定による報告を受け、かつ、その効力が生じたときは、当該上場会社監査事務所を抹消リストに記載し、その名称、申請を認めなかった旨その他規則で定める事項を開示するものとする。
- 6 第1項に規定する申請に当たっては、規則で定める要件を満たしていなければならない。

（準登録事務所名簿への登録）

第128条の2 上場会社との監査契約を予定している監査事務所は、上場会社監査事務所となる前に準登録事務所名簿への登録を申請し登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の申請に当たっては、規則で定める要件を満たしていなければならない。
- 3 品質管理委員会は、第1項に規定する監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があつたときは、規則で定める方法により審査の上登録の可否を決定する。
- 4 品質管理委員会の委員長は、前項の規定による登録を認める決定に関し第134条第2項の規定による報告を受けたときは、登録を認めた監査事務所を、「品質管理レビュー実施前監査事務所」として遅滞なく準登録事務所名簿に登録するものとする。
- 5 前項の品質管理レビュー実施前監査事務所は、準登録事務所名簿への登録申請時に規則で定めるところにより提出した上場会社以外の上場会社と監査契約を締結する予定ができたときは、改めて準登録事務所名簿への登録の審査を受けなければならない。

第128条の3 上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められるものとして規則で定める会社の監査を行っている監査事務所は、準登録事務所名簿への登録を申請することができる。

- 2 前項の登録の申請に当たっては、規則で定める要件を満たしていなければならない。
- 3 品質管理委員会は、第1項に規定する監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があつたときは、審査の上登録の可否を決定する。
- 4 品質管理委員会の委員長は、前項の規定による登録を認める決定に関し第134条第2項の規定による報告を受けたときは、登録を認めた監査事務所を、「品質管理レビュー実施済監査事務所」として遅滞なく準登録事務所名簿に登録するものとする。

(登録の審査等)

第129条 品質管理委員会は、第128条第2項及び前条第3項の審査に当たっては、規則で定めるところにより、通常レビューの結果等を踏まえ、登録の申請のあった監査事務所の監査の品質管理の状況について、監査に関する品質管理基準等に基づき、公正かつ適切に判断しなければならない。

2 第128条第1項、第128条の2第1項又は前条第1項の規定により登録を申請する監査事務所は、次条の登録事務所の義務の履行を本会に誓約するためのものとして細則で定める誓約書を会長に、登録申請書その他規則で定める書類を品質管理委員会に、それぞれ提出しなければならない。

(登録事務所等の義務)

第130条 上場会社監査事務所名簿に登録された上場会社監査事務所（以下「本登録事務所」という。）及び準登録事務所（以下これらを「登録事務所」という。）は、登録事務所の義務について本会が定める細則を遵守しなければならない。

(上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置)

第131条 品質管理委員会は、登録事務所に対し品質管理の状況のレビューを実施した結果、第123条第2項第二号の決定（規則で定める措置の決定を除く。）をしたときは、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録に関し必要な措置内容等についても決定する。

2 前項の登録に関する措置は、次の2種とする。

- 一 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示
- 二 上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し

3 第129条第1項の規定は、第1項に規定する上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録に関し必要な措置内容の決定を行う場合について準用する。この場合において、当該決定に当たっての判断の基準は、規則で定める。

4 品質管理委員会の委員長は、第134条第2項の規定により、第2項の措置を通知した旨の報告を受け、かつ、その取扱いの効力が生じたときは、次に定めるところにより開示するものとする。

- 一 第2項第一号の措置 上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への措置の概要の記載
- 二 第2項第二号の措置 上場会社監査事務所名簿からの抹消及び抹消リストへの措置の概要の記載又は準登録事務所名簿からの抹消

5 品質管理委員会は、第129条第1項の審査に当たっての通常レビューにおいて、登録の申請があった監査事務所の監査の品質管理の状況等に相当な疑念が生じた場合は、第2項第一号及び前項第一号を準用し、必要な措置を決定する。

(懲戒処分等を受けた登録事務所の取扱い)

第132条 品質管理委員会は、登録事務所が金融庁長官の行う懲戒処分等を受けたとき（懲戒処分等を受けた監査事務所が登録事務所になったときを含む。）は、規則で定めるところにより、次に定めるとおり取り扱うものとする。

- 一 金融庁長官の行う監査法人に対する業務の全部の停止処分若しくは解散命令又は公認会計士に対する登録抹消若しくは業務停止の懲戒処分を受けた場合 上場会社監査事務所にあつては上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示、準登録事務所（上場会社監査事務所を除く。）にあつては準登録事務所名簿への登録の取消し
- 二 上場会社の監査業務に起因して、次のいずれかに該当した場合 上場会社監査事務所にあつては上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示、準登録事務所（上場会社監査事務所を除く。）にあつては準登録事務所名簿への登録の取消し
 - イ 会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求が付加されている場合
 - ロ 会員権停止6か月以上であり、かつ、懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合（イに該当する場合を除く。）
 - ハ 退会勧告の懲戒処分を受けた場合
- 三 前二号以外の懲戒処分等を受けた場合 懲戒処分等を受けた旨の開示

2 品質管理委員会は、前項の規定による取扱いを行う場合は、あらかじめ会長に報告するものとする。

3 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、第1項の規定による取扱いを行う登録事務所にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。

4 品質管理委員会の委員長は、前項の規定による報告を受けたときは、次に定めるところにより開示するものとする。

- 一 第1項第一号又は第二号に該当する場合 上場会社監査事務所にあつては上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿からの抹消及び抹消リストへの取扱いの概要の記載、準登録事務所（上場会社監査事務所を除く。）にあつては準登録事務所名簿からの抹消
- 二 第1項第三号に該当する場合 上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への取扱いの概要の記載

(名簿再登録制限者の指定及び解除)

第132条の2 品質管理委員会は、次に掲げるものを上場会社監査事務所名簿・準登録事務所名簿再登録制限者（以下「名簿再登録制限者」という。）に指定する。

- 一 第131条第2項第二号、前条第1項第一号(上場会社の監査業務に起因して懲戒処分を受けた場合に限る。)又は同項第二号のいずれかの事由に該当して、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿から抹消され抹消リストに記載された監査事務所
- 二 前号の監査事務所が同号の事由に該当する原因となった行為等が行われた時点の代表者

- 三 第一号の監査事務所が同号の事由に該当する原因となった監査業務がある場合には当該監査業務の業務執行責任者
 - 四 上場会社の監査業務に起因して業務停止の懲戒処分を受けた業務執行責任者
 - 五 上場会社の監査業務に起因して、次の各号のいずれかに該当した業務執行責任者
 - イ 会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求が付加されている場合
 - ロ 会員権停止6か月以上であり、かつ、懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合（イに該当する場合を除く。）
 - ハ 退会勧告の懲戒処分を受けた場合
- 2 品質管理委員会は、名簿再登録制限者の指定をした場合において、第134条第3項の規定によりその効力が生じたときは、名簿再登録制限者に指定したものを第127条第3項の名簿再登録制限者管理簿に記載する。
- 3 既に名簿再登録制限者として指定されているものについて、指定の原因となった事案に関し他の指定事由がある場合には、当該指定事由による重ねての指定は行わない。
- 4 名簿再登録制限者に指定されたものは、規則で定める要件を満たした場合、品質管理委員会に対し名簿再登録制限者の指定解除を申請することができる。
- 5 品質管理委員会は、前項の規定による申請を受け付けたときは、指定解除のための審査を行う。
- 6 品質管理委員会は、名簿再登録制限者の指定を解除した後に指定解除の結論に影響を与えるような新たな事実が判明したときは、指定解除を取り消すことができる。
- 7 名簿再登録制限者の管理、指定解除の要件その他名簿再登録制限者に関し必要な事項は、規則で定める。

（公認会計士の登録が抹消された名簿再登録制限者が再度公認会計士の登録がされた場合の取扱い）

- 第132条の3** 名簿再登録制限者に指定された者が、その指定が解除されることなく公認会計士の登録が抹消された場合において、再度公認会計士の登録がされたときは、名簿再登録制限者としての指定を再開する。
- 2 前項の規定による再開に関し必要な事項は、細則で定める。

（名簿再登録制限者に関する登録事務所の義務）

- 第132条の4** 登録事務所は、名簿再登録制限者を上場会社の監査業務の業務執行責任者、上場会社の監査業務に係る審査を行う者その他上場会社の監査業務の重要な決定及び判断を行う者としてはならない。

（名簿再登録制限者に関する登録事務所の義務に違反した場合の対応）

- 第132条の5** 品質管理委員会は、登録事務所が前条に規定する義務に違反した場合には、次の対応を行うことができる。
- 一 上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への前条に規定する義務に違反した旨の記載
 - 二 上場会社監査事務所名簿からの抹消及び抹消リストへの前条に規定する義務に違

反した旨の記載又は準登録事務所名簿からの抹消

(上場会社監査事務所名簿への登録の申請をしない上場会社監査事務所の取扱い)

- 第133条** 品質管理委員会は、上場会社監査事務所が第128条第1項の規定による申請をしないときは、当該上場会社監査事務所の名称、その旨その他規則で定める事項の開示について審査し、その取扱いを決定する。
- 2 品質管理委員会の委員長は、次条第2項の規定により、前項の取扱いを通知した旨の報告を受けたときは、遅滞なく前項に規定する事項を抹消リストに記載して開示するものとする。

(会長による通知及び効力の発生時期)

- 第134条** 品質管理委員会は、第128条第2項、第128条の2第3項及び第128条の3第3項の登録の可否、第131条第1項の措置内容等、第132条の2第1項の規定による名簿再登録制限者の指定、同条第5項の指定解除及び同条第6項の規定による指定解除の取消し並びに前条第1項の取扱いを決定したときは、会長に報告するものとする。
- 2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合は、同項の規定による品質管理委員会の決定の対象となる監査事務所又は会員にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- 3 品質管理委員会が決定した事項は、会長が前項の監査事務所又は会員に通知した時からその効力を生ずる。
- 4 前項の規定にかかわらず、品質管理委員会が決定した事項のうち次条第1項各号に掲げるものについては、同条の不服申立があったときは規則で定める時から、同条の不服申立がないときは同条第2項に規定する期間が経過した時からその効力を生ずる。
- 5 第128条第5項、第131条第4項、第132条第4項及び前条第2項に定める開示を取り止める場合の手続は、規則で定める。

(不服申立)

- 第135条** 会長から前条第2項の規定による通知を受けた登録事務所又は会員は、当該通知に係る決定が次に掲げるものである場合において、当該決定に不服があるときは、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。
- 一 第128条第2項、第128条の2第3項又は第128条の3第3項の規定による登録を認めない決定
 - 二 第131条第2項各号の措置の決定
 - 三 第132条第1項第一号を理由とした第132条の2の名簿再登録制限者の指定
 - 四 第132条の2第6項の名簿再登録制限者の指定解除の取消し
- 2 前項の不服申立は、前条第2項の規定による通知を受けた日から10日以内に行わなければならない。

(規則への委任)

第136条 この節に定めるもののほか、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(上場会社監査事務所登録・措置不服審査会)

第137条 本会に、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会（以下「登録・措置不服審査会」という。）を置く。

- 2 登録・措置不服審査会は、第135条第1項の規定による不服申立について審査することを職務とする。
- 3 登録・措置不服審査会は、品質管理審議会に必要に応じてその活動状況を報告する。
- 4 登録・措置不服審査会は、次条第3項第二号の規定による品質管理審議会からの勧告を付してその活動状況を会長に報告する。
- 5 会長は、前項の規定による報告の概要を常務理事会の議を経て公表する。
- 6 登録・措置不服審査会は、本会の会員3人以内及び会員外の学識経験を有する者2人をもって組織する。
- 7 登録・措置不服審査会に予備委員を置く。
- 8 登録・措置不服審査会の委員及び予備委員の選任は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。
- 9 登録・措置不服審査会の委員及び予備委員は、品質管理委員会の委員を兼ねることができない。
- 10 登録・措置不服審査会に審査会長1人を置く。審査会長は、委員の互選により決定する。
- 11 第22条第3項（議事の非公開）、第23条（秘密を守る義務）、第80条（利害関係者の排除）並びに第139条第11項及び第13項（任期）の規定は、登録・措置不服審査会について準用する。
- 12 前各項に定めるもののほか、登録・措置不服審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 品質管理審議会

第137条の2 本会に、品質管理委員会及び登録・措置不服審査会の適切な運営に資するため、品質管理審議会を置く。

- 2 品質管理審議会は、本会の会員2人以内及び会員外の学識経験を有する者5人以内をもって組織する。
- 3 品質管理審議会の職務は、次に掲げる事項とする。
 - 一 第123条第5項の規定による品質管理委員会からの報告を受けて、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の運営が適切に行われているかどうかについて検討、評価し、その結果を品質管理委員会に勧告すること。
 - 二 第137条第3項の規定による登録・措置不服審査会からの報告を受けて、第135条第1項の規定による不服申立の手續及び審査が適切に行われているかどうかについて検

討、評価し、その結果を登録・措置不服審査会に勧告すること。

- 4 品質管理審議会の委員の選任は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。
- 5 品質管理審議会の委員は、品質管理委員会の委員並びに登録・措置不服審査会の委員及び予備委員を兼ねることはできない。
- 6 第22条第3項（議事の非公開）、第23条（秘密を守る義務）、第80条（利害関係者の排除）並びに第139条第11項及び第13項（任期）の規定は、品質管理審議会について準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、品質管理審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 監査業務の審査

（監査業務審査会の職務及び組織）

第139条 監査業務審査会の職務は、次に掲げる事項とする。

- 一・二 （略）
- 2 （略）
- 3 監査業務審査会は、その調査する案件に関し、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人の品質管理体制に重大な問題があると認められる事項が発見された場合には、その旨を会長に報告する。当該報告を受けた会長は、品質管理委員会に対し、第122条第1項の品質管理レビューその他の必要な措置を指示するものとする。
- 4～16 （略）

第3章 職業規範の遵守

第7節 監督

（会員に対する個別的監督）

第70条 本会は、会員又は準会員につき、必要があると認めるときは、当該会員又は準会員から報告を徴し、又は質問をし、必要な勧告若しくは指示をすることができる。

会則の準用

(決議)

第22条 登録審査会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 登録審査会の議事は、公開しない。

(秘密を守る義務)

第23条 登録審査会の委員は、職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は盗用してはならない。

(利害関係者の排除)

第80条 総会の議決について特別の利害関係がある者は、その議決に加わることができない。

(任期)

第139条

11 監査業務審査会の委員の任期は3年とし、第85条第3項に規定する定期総会終了後最初に開催される理事会の翌日から始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

13 前項の規定による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則 (平成24年7月4日改正)

1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(平成24年8月9日。以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第6章及び第7章の改正規定については、平成24年10月1日から施行する。

2 この改正規定による改正後の会則(以下「新会則」という。)第137条の2第2項の規定は、この改正規定による改正前の会則(以下「旧会則」という。)第125条第5項の規定により委嘱した品質管理審議会の委員の任期が終了した時から適用し、同項の規定により委嘱した品質管理審議会の委員の任期については、なお従前の例による。

3 平成24年10月1日前に旧会則第124条第3項の規定により委嘱した品質管理委員会の委員の任期は、旧会則第126条において準用する旧会則第139条第9項の規定にかかわらず、平成24年9月30日までとする。

4 新会則第125条及び第137条第11項において準用する新会則第139条の規定にかかわらず、平成24年10月1日以後最初に委嘱する品質管理委員会の委員並びに上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の委員及び予備委員の任期は、平成24年10月1日以後

第1回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。

- 5 会長は、平成24年10月1日前においても、新会則第124条第3項及び第137条第8項の規定による委嘱その他必要な手続を行うことができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、第6章及び第7章の改正規定の施行に関し必要な経過措置は、品質管理委員会の議を経て、理事会で定める。

附 則（平成26年7月9日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成26年9月1日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の第6章及び第8章の規定は、平成27年7月1日以後実施する品質管理レビューについて適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において、この改正規定による改正前の会則第122条第3項の規定により品質管理レビューを受けなければならないこととされている監査事務所に対する特別レビューの実施に関する規定は、施行日から適用する。

附 則（平成27年7月21日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成27年9月17日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第132条の2第1項の規定による名簿再登録制限者の指定は、次の事案から行う。
 - 一 新会則第131条第2項第二号に該当したことによる新会則第132条の2第1項第一号の指定 施行日後に新会則第134条第2項に規定する通知を受けた事案
 - 二 新会則第132条第1項第一号（上場会社の監査業務に起因して懲戒処分を受けた場合に限る。）又は同項第二号に該当したことによる新会則第132条の2第1項第一号の指定 施行日後に新会則第132条第3項に規定する通知を受けた事案
 - 三 新会則第132条の2第1項第二号又は同項第三号の指定 施行日後に第一号又は前号に該当した事案
 - 四 新会則第132条の2第1項第四号の指定 施行日後に業務停止の懲戒処分がなされた事案
 - 五 新会則第132条の2第1項第五号の指定 施行日後に第52条第2項第一号の規定による申渡しがなされた事案
- 3 施行日前に申請がなされた上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録に関する手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 4 施行日時点において、この改正規定による改正前の会則（以下「旧会則」という。）第128条第3項の規定により本登録審査中の事務所として登録された監査事務所及び旧会則第128条の2第2項の規定により上場会社と契約予定の事務所として準登録事務所名簿に登録されその後本登録審査中の事務所として登録されている監査事務所は、新会則第128条の2第4項の品質管理レビュー実施前監査事務所として準登録事務所名簿に登録されたものとみなす。
- 5 施行日時点において、旧会則第128条の2第4項の規定により準登録事務所名簿に登録

されその後本登録審査中の事務所として登録されている監査事務所は、新会則第128条の3第2項の品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録されたものとみなす。

- 6 施行日に現に上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所は、新会則第129条第2項に定める誓約書を、施行日から30日以内に会長に提出するものとする。